院外処方箋に関する問い合わせ簡素化プロトコル（第２版）

新潟大学医歯学総合病院

薬局での待ち時間の短縮や処方医の負担軽減の観点から、院外処方箋に関する問い合わせにおいて、問い合わせ簡素化プロトコル（以下、本プロトコル）の問い合わせ不要例に該当する場合は、包括的に薬剤師法第 23 条第 2 項に規定する医師の同意がなされたとして、個別の処方医への同意の確認を不要とします。

＜処方変更に係る原則事項＞

・先発医薬品において「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名又は記名・押印がある場合は、処方薬を後発医薬品に変更できない。
・「含量規格変更不可」又は「剤形変更不可」の記載がある場合は、その指示に従う。
・処方変更は、各医薬品の適応及び用法用量を遵守した変更とすること。また安定性や溶解性、体内動態等を考慮し、利便性が向上する場合に限る。
・患者に十分な説明（服用方法、安定性、価格等）を行い、同意を得た上で変更する。

１．本運用に関する照会先

①処方内容　➡　各診療科　TEL：025-227-6161（代）
②保険関係　➡　医事課診療管理係　　TEL：025-227-2440
③本プロトコルに関すること　➡　薬剤部 医薬情報管理室　TEL：025-227-2789

２．処方変更し調剤した場合の連絡

処方変更し調剤した場合は、変更内容を記入したトレーシングレポートを調剤後速やかに下記の FAX 番号に送信して下さい。本プロトコルに基づき変更した場合に限らず、通常の疑義照会による変更の場合も同様に FAX での連絡をお願いいたします。

送信先：医事課総括係　　FAX：025-227-0735

３．問い合わせ不要例**（ただし、麻薬に関するものは除く）**

① 有効成分・剤形・規格が同一の銘柄変更

【例】　ジャヌビア錠 50mg　→　グラクティブ錠 50mg
　　ベネット錠 17.5mg　→　アクトネル錠 17.5mg

先発医薬品から後発医薬品への切替えは従来も可能でしたが、先発医薬品から別銘柄の先発医薬品への変更も可能とします。

注１）患者に説明(価格、服用方法等)の上、同意を得てから変更して下さい。
注２）「含量規格変更不可」又は「剤形変更不可」の記載がある場合を除きます。

② 内用薬の剤形変更

【例】　アレロック錠 5mg　　→　　アレロック OD 錠 5mg
　　タケプロン OD 錠 30mg　　→　　タケプロンカプセル 30mg

安定性、利便性の向上のための変更に限り、散剤から錠剤、通常錠から OD 錠への変更などを可能とします。

注１） 服用方法や薬剤料の違いについて患者に説明し、同意を得た場合に限ります。
注２） 「剤形変更不可」の記載がある場合を除きます。
注３） 用法用量が変わらない場合に限ります。
注４） 安定性、溶解性、体内動態等を考慮して変更して下さい。
注５） 外用剤の剤形変更（ex. 軟膏 ⇔ クリーム）は不可とします。

③ 別規格製剤がある場合の処方規格の変更

【例】　5mg 錠　1 回 2 錠　　→　　10mg 錠　1 回 1 錠
　　40mg 錠　1 回 0.5 錠　　→　　20mg 錠　1 回 1 錠

安定性、利便性の向上のための変更に限り、別規格への変更を可能とします。

注１）服用方法の違いや薬剤料の違いについて患者に説明し、同意を得た場合に限ります。
注２）「含量規格変更不可」の記載がある場合を除きます。
注３）用法・用量が変わらない場合のみ、変更可能とします。

④ 半割、粉砕あるいは混合

【例 1】　ワーファリン錠 1mg　2 錠　→　（粉砕）ワーファリン錠 1mg　2.5 錠
　　ワーファリン錠 0.5mg　1 錠
【例 2】　（粉砕）ワーファリン錠 1mg　2.5 錠　→　ワーファリン錠 1mg　2 錠
　　ワーファリン錠 0.5mg　1 錠

服薬状況等の理由により、処方薬剤を半割、粉砕あるいは混合すること、またはその逆を可能とします。

注１）服用方法や薬剤料、技術料の違いについて患者に説明し同意を得た場合に限ります。
注２）「剤形変更不可」等の記載がある場合は除きます。
注３） 抗悪性腫瘍剤を除きます。
注４） 安定性データに留意して下さい。

⑤ 一包化調剤

患者の希望あるいは服薬状況等の理由により、一包化調剤を可能とします。

注１） 技術料の違いを含め患者に説明し、同意を得た場合に限ります。
注２） 「一包化不可」の記載がある場合は除きます。
注３） 抗悪性腫瘍剤を除きます。
注４） 安定性データに留意して下さい。

⑥ 湿布薬や軟膏の取り決め範囲内での規格変更

【例】　マイザー軟膏 0.05％（10g）3 本　　→　　マイザー軟膏 0.05％（30g）1 本

合計処方量が変わらない場合は、規格変更を可能とします。

注１）患者に説明の上、同意を得てから変更して下さい。

⑦ 一般名処方における取り決め範囲内での変更

【例】　【般】ブロチゾラム錠 0.25mg　　後発 同剤形　ブロチゾラム錠 0.25mg「日医工」
先発 同剤形　レンドルミン錠 0.25mg
後発 類似剤形 ブロチゾラム OD 錠 0.25mg「サワイ」
先発 類似剤形 レンドルミン D 錠 0.25mg

一般名処方においては、後発医薬品を調剤する場合は、類似剤形への変更調剤が認められていますが、先発医薬品の類似剤形への変更も可能とします。

注１）服用方法や薬剤料の違いについて患者に説明し、同意を得た場合に限ります。

注２）「剤形変更不可」の記載がある場合は除きます。

＜類似剤形の分類＞

ｱ　錠剤(普通錠)、錠剤(口腔内崩壊錠)、ｶﾌﾟｾﾙ剤、丸剤、ｾﾞﾘｰ剤(1 回分包装)、ﾌｨﾙﾑ剤(口腔内崩壊剤)

ｲ　散剤、顆粒剤、細粒剤、末剤、ﾄﾞﾗｲｼﾛｯﾌﾟ剤（内服用固形剤として調剤する場合に限る）

ｳ　液剤、ｼﾛｯﾌﾟ剤、ﾄﾞﾗｲｼﾛｯﾌﾟ剤(内服用液剤として調剤する場合に限る)

⑧ 消炎鎮痛外用貼付剤におけるパップ剤　⇔　テープ剤の変更

【例】　ロキソニンパップ 100mg　　→　　ロキソニンテープ 100mg

患者の希望があった場合の消炎鎮痛外用貼付剤における、パップ剤とテープ剤の変更

注１） 患者に説明の上、同意を得た場合に限ります。

注２） 「剤形変更不可」の記載がある場合は除きます。

注３） 有効成分・含量が同一で枚数が同じものに限ります。

⑨ その他合意事項

平成 31 年 4 月 1 日（第 1 版）では、その他の合意事項はありません。

４．その他

①トレーシングレポート等の情報は、新潟大学医歯学総合病院薬剤部のホームページを参照して下さい。　　https://www.med.niigata-u.ac.jp/phd/welcome.htm

②処方変更された場合は、「お薬手帳」や「お薬説明書」での情報提供を徹底して下さい。

５．附　則

本プロトコルは、平成 31 年 4 月 1 日から運用開始（第 1 版）とする。

本プロトコルは、令和 2 年 4 月 1 日から運用開始（第 2 版）とする。